

青色申告

蒲田会報

No. 771

令和元年

8月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々を紹介いたします。

職名	新（新幹部の方々）					旧（異動されたの方々）			
	氏名	転入前部署			氏名	転出後部署			
		部署名	課部門	職名		部署名	課部門	職名	
署長	大野 眞	須崎		署長	岡部 静明	乙退官			
副署長（総務担当）	近藤 篤史	留任			近藤 篤史	留任			
副署長（法人担当）	長野 英征	福岡局	総務	補佐	田口 敏也	国税庁			
指定特官（法人）	田村 正毅	町田	法人特官	特官	内田 匡史	立川	開発特官	特官	
総務課長	永谷 直寛	徴収部	特整総1	総括主査	大嶋 裕一	新宿	総務	課長	
管理運営1統括官	荻澤 晃仁	留任			荻澤 晃仁	留任			
管理運営2統括官	木村 泰子	留任			木村 泰子	留任			
管理運営3統括官	池田 弘美	大森	管運3	統括官	藤吉 和明	戸塚	管運3	統括官	
連絡調整官（管理運営）	新田 弘毅	豊島	総務	補佐	佐々木 孝	藤沢	管運	連調官	
徴収1統括官	羽石 誠	徴収部	特徴官	主査	髙野 了彦	船橋	徴収1	統括官	
徴収2統括官	仲摩 修	留任			仲摩 修	留任			
個人課税1統括官	鮫島 博志	総務部	営繕	営繕技術官	佐藤 浩	横須賀	個人1	統括官	
個人課税2統括官	山口 真弥	留任			山口 真弥	留任			
個人課税3統括官	山本 洋之	渋谷	資産2	統括官	新田 善之	乙退官			
資産課税統括官	浜名 文人	保土ヶ谷	資産2	統括官	鹿島 俊浩	市川	資産	審専官	
課長補佐	伊庵 真也	留任			伊庵 真也	留任			
個人課税第一部門指導上席	大平 八千代	留任			大平 八千代	留任			

令和元年10月1日から、消費税が変わります！詳しくは



ワンポイント情報

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

なお、軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。

<その1>

1 軽減税率制度について

軽減税率 (8%) の対象品目

飲 食 料 品

飲食品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新 聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全 体 の 事 業 者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免 税 事 業 者 の 方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

2 日々の業務で対応が必要となること

仕 入 れ (経 費)

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくとも、接待交際費やサービス費、現場費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。



免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率の異なることに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率の異なることに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

3 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

区分	適用時期 令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

4 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なることに合計した税込金額

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- 2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なることに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

経営改善資金（マル経融資）

経営改善資金（マル経融資）は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

【融資対象】

- ・従業員20人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

【担保・保証人】・不要

【融資限度額】・2,000万円

【返済期間】・運転資金…7年以内 ・設備資金…10年以内

【利率】・1.21%（7月11日現在）

【資金使途】・運転資金 ・設備資金

「この融資限度額、返済期間の取扱は2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談（予約制・無料）・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

電話 03(3734)1621

大田区より
支払った利息の30%が
3年間、補助されます。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

1. 会計ソフト個別指導会

会計ソフトの導入を検討している方は、是非、ご参加ください。

- ・開催日時：8月26日(月)～30日(金)
- ・会 場：事務局
- ・対 象 者：パソコン (Windows 7、8、10) を持っていて、基本操作が出来る方
- ・会計ソフト：ツカエル青色申告

2. 改正消費税法個別指導会

令和元年 10月1日に消費税法が改正されます。この改正は全事業者に関係することですが、特に消費税の課税事業者は、日々の記帳方法や申告の準備が従来とは変わる場合がありますので、是非、ご参加ください。

- ・開催日時：9月24日(火)～10月4日(金) (土・日を除く)
- ・会 場：事務局
- ・持 ち 物：現在つけている帳簿等

※ 1、2とも予約制ですので、事前に事務局までご連絡ください。なお、予約状況等により、希望日時にお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

都税だより

☆8月は個人事業税

第1期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和元年9月2日(月)までにお近くの金融機関・郵便局又は都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎東京デイズニールリゾート「サンクス・フェスティバルパスポート」のご案内

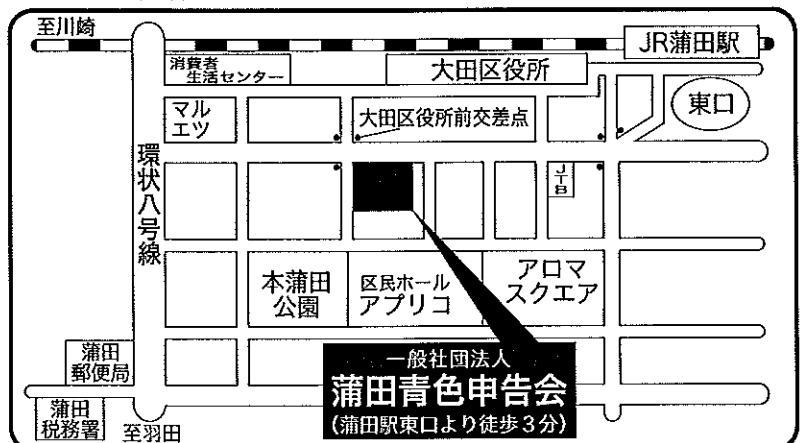
9月1日(日)～9月30日(月)、「東京デイズニールリゾート」または「東京デイズニール」のいずれかのパークを、特別価格で1日利用できるパスポートは、「東京デイズニールリゾート・オンライン予約・購入サイト」以外での購入は出来なくなりました。「サンクス・フェスティバルパスポート」希望の方は、購入方法をご案内しますので、事務局までご来局ください。

区 分	通常料金	割引料金
大人(18歳以上)	7,400円	6,800円
中人(12～17歳)	6,400円	5,900円
小人(4～11歳)	4,800円	4,400円

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



七月 事業報告

- 一日～二日 源泉所得税上期指導会 事務局
- 三日 東青連専務事務局長会議 東京青色申告会館
- 五日 東青連青色申告会クラウドシステム発表会 東京青色申告会館
- 一〇日 執行部会 事務局
- 一〇日 東青連常任役員会 東京青色申告会館
- 二四日 蒲田税務六団体意見交換会 蒲田税務署
- 二五日 東青連理事會 プラザ・アペア
- 二五日 東青連第2ブロック専務事務局長会議 東京青色申告会館
- 三〇日・三十一日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務 事務局